

（午前9時30分 開議）

○議長（土井裕美子君）皆さま、おはようございます。それでは、一般質問を始めさせていただきます。

ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（土井裕美子君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

市長から令和元年6月14日付、橋総第143号をもって追加議案1件が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願うことといたします。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土井裕美子君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、5番 板橋さん、10番 高本さんのお二人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（土井裕美子君）日程第2 一般質問を行います。今回の一般質問の通告者は16人です。

質問は会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番1、10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君）そうしたら、トップバ

ッターになりましたけども、通告どおり質問いたします。

今回、3点ありまして、まず一つは、成年後見制度について、お聞きいたします。

厚生労働省は成年後見制度の利用促進のための専門家会議を開き、家庭裁判所や弁護士などと連携して認知症の人や家族らを支援する中核機関を、2021年までに全1,741市区町村に設置するとの目標を確認しました。

本市の取り組みについて、質問いたします。

質問の一つ目は、成年後見制度には三つの種類があります。判断能力が全くない方を後見、判断能力が著しく不十分な方を保佐、そして、判断能力が不十分な方を補助とって、3種類ございます。本市ではそれぞれ何人確認されているかをお聞きしたいと思います。

二つ目の質問ですが、厚生労働省からの調査がありましたが、本市では成年後見制度の潜在的なニーズを調査し、把握しておられるかどうかをお聞きしたいと思います。

三つ目は、本市では成年後見制度利用促進法に基づく計画を策定されているかどうかをお聞きします。

四つ目には、中核機関は相談窓口や制度の周知などを担う機関でございます。厚生労働省は2021年度までに各市区町村で設置する方針ですが、本市ではどうなっていますか。

そして、大きな項目二つ目なんですけど、コミュニティバスについて、質問いたします。

橋本市生活交通ネットワーク協議会で、地域公共交通再編実施計画案が示されましたが、いくつかその中で質問いたしたいと思います。

まず、一つ目は、高野口駅から橋本駅までの東西幹線、国道24号を運行予定のコミュニティバスについて、お聞きします。

神野々地区住民から、中学校へ自転車通学で雨天のときに滑って転倒する危険があるので、コミュニティバスでの通学ができないかという相談がございました。児童生徒の安心・安全な通学を守るためにぜひお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

二つ目は、東西幹線のバス停で、名倉と伏原の間は距離が長く、バス停がありません。えびすデイサービス前にバス停を設置してほしいという地域の住民の要望がございまして、何とか応えていただきたいと思います。

三つ目は、橋本市民病院の無料送迎バスが廃止になると聞きましたが、市民の納得が十分得られていないように思います。その説明が必要だと思いましたが、いかがでしょうか。

四つ目は、最近、毎日のように高齢者ドライバーの交通事故が各地で多発しています。平成29年度中の和歌山県の高齢者運転の交通事故は622件ありました。事故原因で最も多いのが前方左右の安全不確認で219件、全体の35%です。また、高齢者の交通事故死は17名で全体の45%を占めています。

高齢者が安心して運転免許証を返上できる交通網の整備と公共交通の割引制度を実施すべきではないかと思えます。ぜひお答え願いたいと思います。

最後に、三つ目の大きな項目は、橋本市内の太陽光発電施設設置問題であります。太陽光発電施設の設置されているところや予定地のところでの住民への影響について、また、対策検討されている進捗状況についてお聞きしたいと思います。

一つ目は、応其地区、平山城地域の太陽光発電施設予定地の急斜面の対策は検討されて以降、一体どうなっているかをお聞きしたいと思います。

二つ目は、神野々地区、あけぼの市営住宅隣接の太陽光発電施設予定地の件でお聞きし

ます。地域住民は設置断固反対の署名を多数寄せています。当局は設置事業者との関係で地域住民には現在どのように説明されているか、お聞きしたいと思います。

大きな項目三つでございまして、ぜひご回答よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さんの質問事項1、成年後見制度に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）成年後見制度についてお答えします。

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、財産管理や契約行為の判断能力が不十分な方々を保護し、支援する制度です。

この成年後見制度は大きく分けると、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自分で選任しておく任意後見制度と、家庭裁判所によって選任される法定後見制度の二つがあります。

このうち家庭裁判所によって選任される法定後見制度には、本人の判断能力の程度により、後見、保佐、補助の三つに分かれており、取り消しが可能な行為や代理権の範囲に違いがあります。

まず、一点目の、後見、保佐、補助の利用者数ですが、和歌山家庭裁判所によると、平成30年4月11日現在、橋本市の住民で、後見56人、保佐12人、補助2人、任意後見1人、合計71人の方が利用されています。

次に、二点目の、成年後見制度の潜在的なニーズですが、先ほどの和歌山家庭裁判所の資料によりますと、後見、保佐、補助の申し立ては、平成27年度ではそれぞれ8人、0人、1人で合計9人、平成28年度では7人、2人、

0人で合計9人、平成29年度では15人、4人、0人で合計19人となっており、制度利用者は着実に増加しています。

今後の成年後見制度利用の潜在的なニーズについては現在のところ把握できていませんが、制度運用に係る人材や機関などの地域資源を活用し、地域における制度の利用実態を把握したいと考えています。その上で、関係者にネットワーク化を働きかけ、地域の関係者による協議を通じ、制度に関する共通認識、共通理解を形成する必要があると考えています。

次に、三点目の、成年後見制度利用促進法に基づく計画の策定については、令和3年度に「橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 橋本さわやか長寿プラン21」並びに橋本市障がい福祉計画の見直しを行うため、それにあわせて、成年後見制度利用促進法に基づき、それぞれの計画の中に盛り込んでいきたいと考えています。

最後に、四点目の、中核機関の設置については、成年後見制度利用の潜在的なニーズを把握し、計画を作成した上で進める必要があります。平成30年10月1日時点において中核機関を設置しているのは、全国1,741ある自治体のうち79自治体で、設置率は4.5%と低い状況です。市としては中核機関は必要であると認識していますので、先進地の事例を参考にするとともに、国・県の動向に注視しながら対応していきたいと考えています。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん、再質問ありますか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そうしたら、質問2のところのことでお聞きしたいんですが、成年後見制度のニーズの調査について答弁いただきましたが、その中で、地域における制度の利用実態を把握したいとありましたが、具

体的に何をどのように調査されるのか、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）県の高齢化とかその辺の現状等を見ますと、潜在的なニーズは非常に高いと考えております。県内では支援者、支援者というのは病院とか障がい者施設とか介護施設等になるんですけども、その辺や後見人、団体関係にアンケートをとってニーズ調査を行っているところもあると聞いております。

橋本市においても、そのような先進地を見て、同じようなニーズ調査をしていきたいと考えております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）アンケート調査をされるということとかいろいろ方法があるということで今言っていたので、ぜひともそうしながら、具体的に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そうしたら、二つ目なんですが、成年後見制度の利用の促進に関する法律というのがあります。そこの第23条2項には、「成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする」とあるんですが、これでいきますと、本市ではどのようにお考えになっているかをお聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）現在はそういうふうな審議会は設けておりませんが、今後、今、検討委員会というのがありますけども、あと、今、平成30年度から家庭裁判所においてもいろいろな研修会とか、和歌山県については非常に遅れていますので、その辺の研修も行っていますので、その中にその審

議会の設置要綱とかその辺の話も出ておりますので、その辺については早急にやっていきたいと考えております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）ご答弁いただいたように、審議会をつくっていただいて、そういう、どういうふうな方向へ持っていくか、計画も含めて検討されると思うんですが、ぜひともできるだけ審議会をつくっていただいて検討されるようお願いしたいと思います。

それでは、三つ目にお聞きしたいんですが、最後の質問4のところでは言いました中核機関についてお聞きします。

橋本市の住民で成年後見制度利用者は平成29年度で19人、平成30年度で71人と、一気に3,7倍に増えています。本市として成年後見制度で急いでやるべきは、困っている市民がいつでも相談できる窓口を設置することであり

ます。ご答弁がありましたように、3年後の諸計画見直しを作成した上で進めるという答弁でございましたが、それでは少し遅いのではないかなと感じております。

厚生労働省も2021年までに設置することを言っていますが、本市でも制度利用者が急増している状況でありますので、できるだけ少しでも早い設置を考えていただきたいと思うんですが、計画があるんですけども、中核機関というのは、考え方によっては相談窓口は独自に先行してできると思いますので、その計画を急いでいただきたいという意見なんですが、どうでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）答弁でも言わせていただきましたように、まずは計画の策定から入りたいと考えております。令和3年度にその計画を盛り込んでいくということで、障がい者福祉計画なりに盛り込んでいくんで

すけども、議員おっしゃるとおり、2021年に中核の機関をつくれということで、今、研修なりをやっております。

計画とその中核機関が同時ということになるんですけども、できるだけ2021年度中に中核機関のやつをつくっていきたいんですけども、これについては努力義務ということで今はなっていますので、今は福祉課が担当しているんですけども、慎重に進めていきたいと考えております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そうしたら、中核機関というのは市民の相談窓口と市民への周知の取り組みが中心になるところなんですけど、現在、市民から相談があった場合は、どこでどのような対応をされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）今、担当が福祉課です。福祉課で担当させていただいています。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）聞きましたら、社会福祉協議会でも相談に来られた方があったように聞いていますので、地域包括支援センター、そういうところでも相談があって、あっちこっちでそれぞれの、市民の方の困って、普段からいろいろ相談を受けておられる窓口で直接相談を持ち込まれるみたいなんです。

そういう意味では、私思うんですけど、市の職員が本来持っている仕事がありますし、そこで成年後見制度といえ、これは家庭裁判所、また細かいことをいろいろ聞いてあげないかんことになると思うんです。それで、本来の仕事プラス成年後見制度の相談を受けた場合に、放っておかれないので対応されていると思うんです。仕事の量からいって、私はあまりにも気の毒だなと思うんです、職員

がそれぞれの部門でそういうことをされることは。

そういう意味では、何とか努力して、早く設置できるように。窓口が一つになったら、あっち行ってくださいと、あの窓口へ行ってくださいねと言えは済むことなので、職員を置かなあかんということはあるんですけど、そうするほうが本来の仕事が職員はできると思うんです、それぞれの部門の係の方が。そういう意味で、どのようにお考えでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）議員おっしゃいましたように、先ほど福祉課で担当させていただいていると言いましたけども、障がい者関係の方については福祉課、それから、高齢者の関係についてはいきいき健康課、その他については社会福祉協議会でも相談窓口があります。ということで、議員おっしゃったように、とりあえず三つの部署で相談窓口があるので、これを1本にするというのは非常に大事なことかなと思います。

中核機関の設置についてはいろいろな方法がありまして、今、議員おっしゃいましたように、社会福祉協議会が中心となって期間をつくる場所もありますし、広域でつくる場所もありますし、市単独でつくる場所もあるということで、いろいろな方法が今あらわされています。

その中で、当然、この中核機関をつくる時に、専任の担当職員も必要とは思いますが、今、橋本市の現状として、非常に相談件数が少ないということで、まだまだ専任の担当というのはなかなか難しいと考えております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）難しいことはすぐわかるんですけども、私すごく心配しているのは、先ほど言いましたが、市の職員の負担が

大きくなって、すごく気の毒だなと思っているんです。そんなこと、成年後見制度の相談という、本当に中途半端に相談に乗られへんということなんですよ。だから、家庭裁判所、弁護士、その他いろいろ聞いていかなあかんし、本人の家庭の状況も聞かなあかんし、そんなことを一々聞いているということが、職員があまりにも気の毒やと思うんです。

だから、何とか、少なくとも政府が言っている2021年度にあわせるように進めていただきたいと思うんですが、これ、かなり難しいことなんですか。

答弁を聞きましたら、いろいろ計画があるのを見直しするときにはすると言っていますから、それから段取りすると、かなり、もう3年以上も遅れるんじゃないかなという感じがするんです。だから、そういう意味で、独自に窓口を設置する方向で進めていくのは難しいんでしょうか。職員のそういう仕事量を考えたら、すごく心配するんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）2021年为目标に中核機関をつくっていくということで進めさせていただきます。当然、そうなりますと、その前年度ぐらいに人事要求なりをしていく形になるんですけども、当然、先ほど言いましたように、専任の職員を置けるよう人員要求もしていく形になると思います。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そうしたら、最後に関係でお聞きしたいんですが、本市が厚生労働省からアンケート調査があったときにお答えになっているんですが、中核機関を広域で設置する意向で回答しています。現在、広域で設置するようにお考えなのかを確認したいと思います。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）アンケート調査については、まだ初期の段階で、決まっていない状況でアンケート調査に答えた形になっているんですけども、先ほど言いましたように、今、家庭裁判所が主催となって研修会なりが非常に多くなってきています。その中で、市としてどういう形を選ぶかというのも家庭裁判所の資料の中にありまして、先ほど言いましたように、広域でやるか市単独でやるか、それから社会福祉協議会中心でやるか、いろいろな方法がありますので、これから、それについては慎重に、どういう形でやるかというのは決定していきたいと思えます。

広域でやるというのは一つの方法としてはありますけども、これから考えていきたいと思っています。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そうしたら、厚生労働省の今年の調査のときには、広域で検討しているというのは、そうじゃなくて、今はそうじゃないということですね。いろいろ、それもい含めて検討するということが変わったということですね。わかりました。

では、1項目めを終わります。

○議長（土井裕美子君）健次に、質問項目2、コミュニティバスに対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（阪口浩章君）登壇〕

○教育部長（阪口浩章君）おはようございます。

コミュニティバスについて、お答えします。

まず、一点目の、コミュニティバスを利用するの中学校への通学ですが、現在、中学校への通学については、原則徒歩通学または自転車通学、学校の統廃合による一部スクールバスでの通学となっています。しかし、けが等で特別な事情がある場合は、学校と保護者が十分に協議し、保護者が送迎したり公共の

交通機関等を利用したりすることがありますが、特別な事情がない限り、通学でのコミュニティバスの利用は原則認めておりません。

今後も、学校、地域、関係機関と連携し、生徒が安心して通学できるよう取り組んでまいりますので、ご理解をお願いします。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）おはようございます。

次に、二点目の、名倉と伏原間の停留所増設については、今回の再編の中で、えびすデイサービス前に停留所の設置を予定しており、現在、関係者の方々と協議を行っているところで、地域住民のご要望にお答えできるよう取り組みを進めていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、三点目の、橋本市民病院の送迎バスの廃止については、今回の公共交通の再編の中で、送迎バスにかわる移動手段として橋本駅と橋本市民病院を結ぶ路線を新設し、民間バス事業者による運行を予定しています。また、高野口方面からは、民間バス事業者が撤退した国道24号を走るルートについて、高野口駅と橋本駅を結ぶコミュニティバスによる路線の再開を予定しています。

この再編のもとになる橋本市地域公共交通再編実施計画の中では、橋本市民病院の送迎バスを統廃合し、橋本駅や林間田園都市などの主要駅への乗り入れを実現しました。

再編実施に際しては、市民の皆さまにご理解いただけるよう、引き続き周知に努めてまいります。また、今後も本市の公共交通が末永く維持できるよう取り組んでまいりますので、議員におかれましても、ご理解、ご協力、よろしくお願いいたします。

次に、運転免許証を返納できる交通網の構築と公共交通の割引制度の実施についてです

が、今回、バス路線を新設するとともに、コミュニティバスやデマンド交通の目的地を明確にしたルートに見直し、また、便数を増やすなど、公共交通の再編を予定しています。

高齢者の移動手段の確保に関しては、これら公共交通施策に加え、福祉行政や地域コミュニティとの連携などにより、社会全体で支える仕組みづくりが重要であると考えています。

また、割引制度については、コミュニティバスの割引を行うだけで対応するのではなく、市の公共交通網のバランスを保つために、市内で営業する交通事業者と連携して取り組む必要があると考えています。

今後、橋本市生活交通ネットワーク協議会において協議をしてみたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん、再質問ありますか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）一つ目と二つ目をご回答いただいて、そのようにしていただけたらすごくうれしいので、ぜひよろしくお願いたします。

それで、質問三つ目なんですけど、市民病院行きの無料送迎バス廃止の件でお聞きします。

橋本駅から市民病院へ行くには、新たにできる民間の路線バスに乗り換えますが、運賃はいくらになるのかをお聞きしたいことと、また、便数が現在11往復22便ありますが、これがどのようになるのか、どのように変更されるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）政策企画課長。

○政策企画課長（中岡勝則君）新たに橋本駅から市民病院に向かうバスにつきましては、運賃は、民間バスになりますので、現在まだ協議の中には金額としては明示されておま

せん。ですので、今現在は決まっていないというところでございます。

便数につきましては、10往復の20便ということで予定しております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）協議会の中で説明をお聞きしたんですが、運賃は100円ということを用意しているように書かれておりましたので、そのように進めるのではないかなと思っているんですが、便数が10往復20便ということで、現在、11往復22便あるのに減ってしまうわけなんですけど、それはなぜこのように減らすようになったのか、お聞きしたい。

○議長（土井裕美子君）政策企画課長。

○政策企画課長（中岡勝則君）便数につきましても、今のところ予定ということで10往復20便程度ということになっておりますので、まだ確定というところではございません。

あと、先ほど100円という金額のお話があったんですけども、これにつきましては多分、割引の金額が100円というふうに私ども認識しておりますので、行き帰りの金額としては違うのかなというふうに思っております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）割引が100円ということで、もし300円だったら200円要するということですか。

○議長（土井裕美子君）政策企画課長。

○政策企画課長（中岡勝則君）そのとおりでございます。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そうですか。そうしたら、私、協議会で聞いたんですが、受け取り方が違うかったみたいで、100円でいけるのかなと思ったら、そうじゃなかったんですね。

そうしたらこれは、無料からそんなふうになるんだったら、割引があることには違いないんですが、何とか割引を増やしていただき

たいとすごく思うんですが、お願いしたいと思います。

便数も確定じゃないということなんです、今よりも減ることのないように検討して下さるように、くれぐれもお願いいたします。

続けてお聞きしたいんですが、橋本駅から市民病院へ行く通院利用者について、割引100円ということなんです、その割引の利用券を病院の窓口でいただくこと、それは途中でおりて割引使ったら困るので当然のことなんです、病院で帰りしなに、帰りと次の行き分の2枚くれると、くれるというか、それを購入するわけなんです、わりかし通院者は高齢者が多いんですね。

小さなものだったら、次のときまでどこへ行ったか、置いた場所がわからなくなってしまうということがあり得るので、利用券のつくり方なんです、財布の中に入る程度の大きさで、できるだけ大きなものにしてあげていただきたい、形として。電車に乗る切符のような、あんな小さいものだったらどこへ行ってしまかわからんようになってしまうと、そういう声がありますので、大き目の、置き忘れてもわかるような、そういうサイズのものでつくってくださるように検討していただけますか。どうでしょうか。

○議長（土井裕美子君）政策企画課長。

○政策企画課長（中岡勝則君）病院から発行される割引券につきましては、病院側での作成ということになりますので、そのあたり、こちらとしても一緒に、利用しやすいような形にできないかということで協議してまいりたいと思います。

○議長（土井裕美子君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）当院として、今後のバス運行サービスについてお答えします。

現在、利用者サービスの一環として送迎バ

スを無料で、橋本駅・当院間と高野口駅・地区公民館・当駅間の2ルートを運行しておりますが、先ほど総合政策部より説明のありましたとおり、今回、橋本市地域公共交通再編化に伴い、当院利用の送迎バスは廃止となる予定であります、路線バスを利用し来院していただくことは可能となります。

民間事業者による運行となりますので、バス利用は有料となる予定でございますが、当院としてどれぐらい努力できるかわかりませんが、今後検討していく中で、利用者の費用負担を少しでも軽減できればと考えております。具体的な内容につきましては、市民病院だよりの10月号でご案内させていただきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）病院のほうから答えていただいたとおり、本当に無料から一気に変わるわけですから、本当に軽減していただけるように何とか努力していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

そうしたら、コミュニティバスのことでもう一点お聞きしたいんですが、質問の四つ目なんですが、5月31日に開催されました橋本市生活交通ネットワーク協議会のほうに私も傍聴に行ったんですが、協議会ではこんな意見がありました。運転免許証を返上しやすくする公共交通を求める意見が当日出ておりました。私も全く同感であります。

交通網の整備とともに、運賃割引制度が全国的にも広く実施されています。千葉県の我孫子市では路線バス運賃が半額という制度や、タクシーに乗車した場合は割引券を発行する。また、同じ千葉県で、市原市ではコミュニティバス運賃半額、勝浦市ではデマンドタクシー半額と、千葉県では24市町村で何らかの割引制度を実施しているところあります。

群馬県の多くの市町村では、乗車優待制度

と、それと同時に運転免許証を返上するとき
にいただく運転経歴証明書、この発行の、こ
れお金が要るんですが、警察からもらうん
ですが、その証明書、半額または全額の補助を
している自治体がございます。

コミュニティバスを利用されている方、ま
た、利用されていない方も含めて、特に高齢
者に運転免許証返上優待制度についての、皆
さんの率直ないろいろな思いをお聞きするた
めに、アンケート調査を実施してはどうかと
提案なんです、どうでしょうか。お聞きし
たいと思います。

○議長（土井裕美子君）政策企画課長。

○政策企画課長（中岡勝則君）議員おっしゃ
るように、5月に開催されましたネットワ
ーク協議会の中でも、やはり免許返納の方対
する割引制度であったりというお話が出てお
りました。

ネットワーク協議会というのはやはり、橋
本市のコミュニティバスとかデマンド交通も
そうですけども、民間の交通事業者も入っ
ていただいていますし、橋本市全域で考えた
ときには、市だけが割引をするということに
なりますと、また民間の交通に影響が出る
ということもあって、全体としてうまく機能
しないということも考えられますので、協
議会の中でもありましたように、今後、ネ
ットワーク協議会全体でどうしていくか
というのは、これからの議題というか問
題として協議していきたいというふう
に考えておりますので、ご理解のほど
よろしくお願ひします。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）ご答弁いただいた
ように、それはそうだと思います。路線
バスもタクシーも含めて、デマンドタク
シー、コミュニティバスも含めて、総
合的に全てそういった、どれを利用し
ても、先ほど私、例で挙げたのは、
コミュニティバスだけとかいろいろ

あるんですけども、総合的に全体で
割引制度というかそういう制度が
できたら一番いいことだと思
いますので、協議会の中でその
ことが議論されて、できるだけ
早いうちに、いい方向で結論
を出してくださるようお願い
したいと思ひますので、どう
ぞよろしくお願ひいたします。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目3、
市内の太陽光発電施設設置問題に対する答
弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（奈良雅木君）登壇〕

○建設部長（奈良雅木君）おはようござ
います。

まず、平山団地南側斜面の対策については、
平成31年3月市議会定例会において、議
員からの一般質問に対しお答えしてから
以降も、事業者に対し面会の申し入れを
重ねておりましたが、この5月22日
によりやく太陽光発電設備の設置予
定事業会社の会長と常務執行役員、担
当建築士の3名に対し、和歌山県が個
人にかわって行う急傾斜地崩壊対策事
業の採択基準や要件などについて説明
することができたところではあります。

採択基準については、具体的に次の二
点について説明をしています。

一点目は、事業費7,000万円以上の
もので土砂災害危険箇所の公表等の警
戒避難体制に関する措置がなされてい
るものであること。

二点目は、傾斜度30度以上の急傾斜
地で高さが10m以上あることに加え、
概ね10戸以上の人家に倒壊等著しい
被害を及ぼすおそれのあるものである
ことなどです。

また、事業の実施にあたっての要件
として、次の三点について説明して
います。

一点目は、急傾斜地の崩壊による災
害の防止に関する法律第3条1項によ
る急傾斜地崩壊危険区域に指定する
必要があり、指定にあ

たり事業者も含め関係者全ての同意が必要であること、あわせて、区域指定後は土地の形状変更等に対し制限がかかること、二点目は、急傾斜地崩壊防止施設の設置に必要となる土地は無償で和歌山県に寄附することが前提条件であり、整備した施設へは太陽光パネル等を設置するなど私的使用ができないこと、三点目は、事業に要する経費に対し5%の個人分担金が発生することなどについて説明しました。

事業者には事業実施の協力についてお願いしましたが、和歌山県に対策施設設置に要する用地を寄附すると、資源エネルギー庁の固定価格買い取り制度、いわゆるFIT認定を受けた計画発電量に対し2割以上の減となり、固定買い取り価格が変更時点の価格に下がってしまうなどの問題を懸念し、協力を得るところまでには至っておりません。

本事業は事業者の協力と理解がなければ実施できない事業であり、非常に厳しい課題ですが、事業者に対し再協議を働きかけ、協力を求めています。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

〔水道環境部長（宮田典和君）登壇〕

○水道環境部長（宮田典和君）おはようございます。よろしく申し上げます。

では、次に、二点目の、神野々区にある市営住宅あけぼの団地に隣接する太陽光発電施設設置計画に関する地域住民への説明について、お答えします。

平成31年3月市議会定例会でもお答えしたとおり、当該計画は和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例が適用される案件ですので、現在の進捗状況について、再度、和歌山県に確認したところ、これまで事業者から数回相談はあったものの、現在も事前協議には至っていないとのことでした。

また、先日、市が事業者から現在の状況に

ついて直接聞き取りを行ったところ、当初の計画では5月の大型連休明けにも事前協議に向けた住民説明会を開催し、6月には事前協議を開始する計画で準備を進めていましたが、諸事情から計画は変更となり、現在は施工業者選定のめども立っていない状況であるとのことでした。

これらの情報については、事業者に了承を得た上で、そのつど地域住民にも報告しており、今後についても和歌山県及び地元区と連携し、取り組んでまいりたいと考えていますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん、再質問ありますか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）一点目の、応其地区の平山城地域の太陽光発電施設予定地、今、答弁いただいた内容を聞きますと、相当厳しい状況というんですか、設置できないかもわからんような感じを受けるような内容と思っただけですけども、これから引き続き設置事業者との話し合いが続いていくと思うんですが、区長にはいろいろな情報を流して下さっていると思うんですが、地域へ入っていきますと、なかなか住民の方は一体どうなっているのかさっぱりわからんという、情報が入ってこないように言っているの、それは区の中で十分やらなあかんとは思いますが、不安であることは不安であるので、本当にできるのかな、できたらどうなってしまうのかなという不安がすごく、もうずっと続いているんです。

だから、そういう意味でものすごい不安になっているので、今、説明を聞いたあれではかなり設置には相当困難な条件があるように思いますので、これからの事業者との話し合いで、いろいろ、できるだけ細かく、地域の住民の皆さんにいろいろ行き渡るように、ぜ

ひともしていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

二点目の、神野々地区のあけぼの市営住宅隣接太陽光発電施設設置予定地なんです、これも同じように、木も切られて、かなり長い間、同じ状態になっているんですが、これも地域の住民にとってみたら、同じようにすごく不安が広がっておりますので、何とか不安を払拭していただくようお願いしたいと思うんですが、事業者との話し合いはこれからまた、まだまだ続くように思うんですが、計画が大分遅れているような事業者の報告なんです、何とか、地域の住民の皆さんが一番気にしてはるのは、やっぱり住民説明会、これがいつ開かれるのか、開いてくれるのかという心配がすごくあるんです。住民説明会を本当に、そこで出された意見とか疑問とかに答えていただけるように思うんですが、住民説明会を本当に中身のある、住民の意見、意思が、疑問が解かれるような内容で開かれるように、ぜひともお願いしたいと思うんです。

その方向で、住民がそういう疑問や意見を持っておられるんだったら、事業者どうですかという形で、市のほうも大変でしょうけどまとめていただいて、安心できる設置状況にならなあかんと思いますので、そういう説明会が一番気にしているところなので、くれぐれも住民説明会のことについては住民の皆さんに、まず説明会がされると思うんですが、住民説明会のことについては住民の皆さんに、一番気になる場所なので、そのところ、いろいろ情報を伝えるようにしていただきたい

と思います。

これからの事業者との話し合いに、継続協議されていくと思うんですが、できるだけそのつど、区長に言っていると思うんですが、住民の皆さんに声が届くように図っていただきたいと思うんですが、その辺お願いしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）今、議員おっしゃられましたとおり、県条例に該当する事業だと思えます。ただし、現時点ではまだ詳細な計画も当然出ていませんので、それが出次第、もしくは計画が分かり次第、当然ですけども、今までどおり地元区、また、皆さんとご協議もさせていただく。当然、事業体につきましても、そういうふうに指導するようにさせていただきます。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）おっしゃっていただいたように、くれぐれも住民の皆さんの不安が取り除かれるように進めていただけたらと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さんの一般質問は終わりました。

この際、10時30分まで休憩いたします。

（午前10時21分 休憩）